

大阪国際大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成するという理念に基づき、大学学則と大学院学則それぞれに使命・目的及び教育目的を具体的に定めている。使命・目的及び教育目的は、印刷媒体及び電子媒体を通じて学内外に周知し、その内容は一貫している。

「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で役員・教職員の理解と支持を得た上で使命・目的の見直しを行う体制を構築している。また、学校法人の中期経営計画で、建学の精神を反映させた施策を掲げて着実に成果を挙げていることは、特筆すべき点である。

〈優れた点〉

○建学の精神「全人教育」を推進するため、「第2期中期経営計画」で教学改革「全学共通した『体験型・実践型』の学び（PBL/AL）の推進」を掲げ、地域連携や国際交流を通じた学びを着実に推進している点は評価できる。

「基準2. 学生」について

建学の精神及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、印刷物・ウェブサイト・オープンキャンパス等で内外に周知するとともに、入学者選抜をアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。

学務部、基幹教育機構、教学・教職センターを中心に教職協働で学修支援を行う体制を整えている。職業的自立を支援するため、教育課程内にキャリア教育の科目を開設するとともに、支援組織としてキャリアサポートセンターを設置している。学生生活の安定のため、奨学金制度を整え、学生相談室、健康管理室による心身の健康を支援している。

授業についての学生アンケートや学生生活アンケート等を活用して学生の意見を収集・分析し、学修環境の改善に活用している。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神「全人教育」を推進するための三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、ウェブサイト、大学案内等で周知している。単位認定基準・進級基準・卒業認定基準は明確であり、これらの基準は在学生ポータルサイト等を通じて学生に周知している。シラバスは事前事後の学修時間を明記するなど単位の実質化を図るものとなっている。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。教養教育を充実させるため、基幹教育機構を設置し教養教育を統括させている。

授業についての学生アンケートや授業見学を活用した PDCA サイクルによる授業改善活動を実施している。三つのポリシーを全て踏まえた学修成果の点検・評価のための全学的かつ統合的な方法の整備を進めている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が「校務を統括するとともに所属教職員を統督する」ことを組織規則で規定しており、副学長、学長補佐を配置するなど学長の補佐体制を整備している。また、機能的な教学マネジメントの実現のため「教学マネジメント会議」を設置し、学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

大学院及び学部・学科に、設置基準及び教育目的に即した教員数を配置している。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)を実施するために規則を制定した上で適切に研修を実施している。

研究環境の充実のため、個人研究室や研究費の制度を整えている。研究倫理を確立するため、研究倫理教育を行い、研究倫理委員会を設置している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則にのっとり関連法規を遵守するとともに、「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」（以下「大阪国際学園ガバナンス・コード」という。）を制定し、経営の規律及び誠実性の維持に努めている。理事会、評議員会を定期的に開催し、使命・目的に基づき計画的に施策を実施している。省エネルギー、人権に配慮するとともに、公益通報制度を整備している。

学長、副学長、大学事務局長が理事会・常勤理事会に出席しており、理事会と大学の間で相互にチェック機能を働かせることで、意思疎通と連携を図っている。

中長期的計画として「大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027」（以下「第 2 期中期経営計画」という。）を策定し、適切な財務運営を行っている。収支は支出超過の状況にあるが、教育活動資金収支は改善傾向にある。また、会計処理は学校法人会計基準に準拠するとともに、諸規則を整備しそれらを遵守することで適正に処理を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関し「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」を定めウェブサイトで公表している。内部質保証を推進する組織として学長を委員長とする自己点検運営委員会を設置し、責任体制を明確にしている。

自己点検運営委員会は、毎年策定する学長方針を踏まえて各部署に自己点検の実施を指示する。結果はエビデンスに基づく自己点検評価書としてまとめ、学内で共有するとともにウェブサイトで広く公表している。IR(Institutional Research)を実施する組織として IR 室を設置し、大学の現状把握のためのデータ収集と分析に努めている。

授業改善のための PDCA サイクルを確立するとともに、自己点検・評価の結果を「第 2 期中期経営計画」に反映させるなど、機能性の高い内部質保証体制の確立に努めている。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的に基づき、学生支援体制、学修環境、教育課程、教育研究組織、研究環境等を適切に整備している。経営の規律と誠実性は維持されており、使命・目的の実現に向け、法人と大学が一体となり、適切な教職協働体制で運営を行っている。

内部質保証に関する方針に基づき、責任体制を明確にした上で自己点検・評価を中心とした教学の改善を継続的に実施し、大学の一層の向上のために取組みを進めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」「基準 B.社会連携と地域貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則第 1 条及び大学院学則第 3 条に、使命・目的を明記している。大学学則第 2 条第 2 項に学科ごとの目的を、大学院学則第 3 条に研究科の目的を具体的かつ簡潔に記述している。これらの目的は、建学の精神「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成するという理念に基づいて設定しており、大学の個性・特色を反映したものとなっている。

使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、入学案内、広報誌「GLOBAL MIND」等で周知されており、その内容は一貫している。

社会情勢などに対応し、「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で使命・目的の見直しを行い、必要に応じて学則を改定している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定と見直しを行う際には、「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で意見を聴いた上で理事会へ上申するという手順を踏むことにより、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、毎年度の「学長方針発表会」や教職員に配付される「授業力向上マニュアル」等を通じて教職員へ周知し、理解を図っている。学生へは、入学宣誓式、教室内掲示等により建学の精神を周知している。関係者向けに配付している広報誌「GLOBAL MIND」やウェブサイトを通じ学外への使命・目的の周知も行っている。三つのポリシーは建学の精神と教育理念に基づいており、使命・目的及び教育目的等を大学の方針や中長期的な計画の施策に反映させている。

大学及び大学院の教育研究組織は、使命・目的等に沿って設置し、社会情勢等に基づき改組転換を行うなど適時見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神「全人教育」を推進するため、「第2期中期経営計画」で教学改革「全学共通した『体験型・実践型』の学び（PBL/AL）の推進」を掲げ、地域連携や国際交流を通じた学びを着実に推進している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは各学科で策定され、各種入試関連資料やウェブサイトを通

じて周知されている。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについては、入試の段階においてアドミッション・ポリシーに関する能力が審査されるよう面接や筆記試験等で調整されており、面接を課さない場合でも筆記試験の各科目により概ね審査が行われている。入学定員の管理に関しては、適正な運用が心掛けられている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については学務部、基幹教育機構、教学・教職センターなどの組織が整備され、具体的な方針も語学や就職関連を中心に策定されている。SA(Student Assistant)制度も整備され、バリアフリー化についても配慮が適切に行われている。また、これらの方針の実行や制度の活用についても適切に運用されており、教学データをもとにした教員による個別指導や、入学前・初年次に実施される「OIU/OIC ドリル」を通じた基礎学力向上の取組みが積極的に行われている。今後は学修効果のデータを更に活用した取組みなどが期待される。留年や退学の問題についても、個人指導等の各種対策を行って防止に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育として、教育課程内に「コーオプⅠ」「コーオプⅡ」を開講し、学生のキャリア形成に有効な支援を行っている。キャリア教育に加え、キャリアサポートセンターを中心にさまざまな情報提供を行うだけでなく、インターンシップ等での職業体験の機会も用意されており、支援体制が整備されている。また、キャリアサポートセンターは保護者との連携にも積極的に取り組んでおり、保護者向けの説明会や三者面談の実施、学生と連携した「キャリアサポーターズ」の活動など、先進的な試みを展開し、全体として充実した支援が行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生相談室及び健康管理室により心身の健康管理、学生課による奨学金を中心とした経済面での支援体制が確立されている。学生相談室及び健康管理室においては学生が抱える心身の問題に対応しており、担当教員を通じて個々の学生の状況把握・指導を行うなど、きめ細かな支援を行っている。他方、経済支援については奨学金の利用状況から、適切な支援が行われていることが確認できた。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地は適切な面積を有しており、校舎の建替え、施設の増設・改修を計画的に進め、無線 LAN の拡充を含む教育活動に必要な環境整備に積極的に取り組んでいる。各種法令にのっとった点検・評価も行われており、全体的に整備・管理が適切に行われている。また、そうした環境を利用して、パソコンの必携化を行うとともに授業内での利用も行われており、ICT（情報通信技術）環境の活用が進んでいる。図書館では蔵書の充実化を図りつつ、図書館ガイダンスや学生による書評などの試みによって学生の読書を促す工夫がされている。バリアフリー化についても順次改修を進め周知を行うなど対応している。授業を行う学生数は上限が定められ、実際の運用では必要に応じて、より小さなクラスサイズで指導が行われており、基準の見直しや対応策も方針が定められていることから、適切な管理が行われている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業内容については「授業についての学生アンケート」によって学生の意見・要望をくみ上げる仕組みが整っており、出席率に基づいてアンケート結果をフィルタリングするなど、より正確な情報収集に努めている。また、授業改善報告書、意見交換会報告書及び授業見学報告書の作成過程を通じて情報の分析やフィードバックが行われている。学生生活面についても「ヘルス&メンタルチェック」の実施及びその結果に基づく呼出し面談、担任による面談などが行われ、実際に相当数の面談が行われている。学修環境については学生生活アンケートを通じて意見の収集に努めており、学生の要望に対しても公正さとのバランスをとりながら対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「全人教育」を推進するための三つのポリシーを、ウェブサイトへの掲載を含めて周知している。そしてディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、各基準及び要件の概要は在学生ポータルサイトの「履修の手引」で周知されている。進級要件にて、所定の科目の単位修得、総修得単位数、GPA(Grade Point Average)の基準を用い、成績評価の厳格化を行っている。シラバスにおいては、全ての科目について「事前事後の学修」を含む学修時間が明記されており、単位の実質化が図られている。進級や卒業認定は、教務委員会での審議の後、拡大教授会での審議を経て最終的に学長が認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神や学則に定める教育目的を達成するために策定され、ウェブサイトで周知されている。また、カリキュラム・ポリシーの方針に即した教育課程の展開について、年度後半に必要な応じて見直しを行っている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、履修制限に関しても年間で原則 40 単位であることが示されている。教養教育の充実を図るため、基幹教育機構を設置し教養教育を統括させている。教養教育科目はオンラインでの遠隔授業が多くなっているが、対面化の議論も同時に進めている。アクティブ・ラーニングや PBL(Project Based Learning) の要素を取入れて、専門教育を実施したり、地方や海外での実践プログラムを充実させたりすることで、教授方法の工夫・開発、効果的な実施に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価については、学部・学科で、各種調査やアンケートなどによって、個別に行われている。「学修ポートフォリオ」を活用することによって、学生は自らの学修成果を把握することができ、教職員も学生の学修状況を把握できるようになっている。また、毎年度 1 年次と 3 年次に対してジェネリックスキル測定テストを実施しており、結果の変化によって学修成果を評価・点検し、学生の自己理解を促したり、教員の学生指導に役立てたりしている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価について学部・学科ごとの実施にとどまっているため、今後は予定されている計画どおりに、全学的かつ統合的なアセスメントプランを策定し、実施することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップについて、校務を統括するとともに所属教職員を統督することを組織規則で規定している。学長は教授会の意見を踏まえ、大学の運営に関する基本的な審議事項等を扱う「運営協議会」を通じて意思決定を行っており、理事長とも密に連携をとりながら適切なリーダーシップを発揮することができる体制となっている。それぞれの役割を明確にした上で副学長や学長補佐を配置するなど学長の補佐体制も整備され、権限も適切に分散されている。

また、教学マネジメント会議を設置するとともに、適切な職員配置が行われている。職員も各委員会の構成員となっており、教職協働が行われている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学院及び学部・学科において、教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学院設置基準及び大学設置基準の教員数を満たしている。採用、昇任について厳格かつ公平、公正な審査基準が規則により明示されており、公募で採用が行われている。

「FDセンター規程」を定め、この規則に基づいてFDが組織的に行われており、年1回開催されるFD・SD研修会には、概ね全ての専任教員が参加している。また、授業改善報告書や授業見学に基づく「意見交換会」を実施して教育内容・方法等の改善・工夫に取り組んでおり、全教員が参加している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員、教員及び役員に必要な知識・技能の修得並びに資質・能力向上のため、「教職員研修規程」を制定して研修体系と研修の目的を定めている。また、SD 委員会を設置し、人材育成の方針を定め、各種研修活動を計画的・組織的に実施しており、資格支援制度を導入し、職員の資格取得を推奨・支援している。

研修体系と研修の目的ごとに、教職員全員が参加する研修や個別に参加を募る研修を実施し、全ての研修について研修受講報告書の提出を求め、研修内容やその理解度、意見を集約し、今後の研修企画の見直しに活用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個室研究室を整備し、大学院生には専用の個人スペースを設け、それらを有効活用している。また、教員による研究活動の発信の場として、紀要を毎年度発行し、リポジトリで公開している。

研究倫理確立のため、各種規則や方針を整備し、必要な研修・教育を行い、研究において倫理的配慮を図るため、研究倫理委員会を設置して審査を実施している。

研究費及び研究旅費に関する規則を整備して研究資金を支給しており、その他の研究活動支援についても、教員からの要望等があればその都度対応している。

独自の制度として「特別研究費」を交付し、科学研究費助成事業の他、学外からの研究資金獲得のため、情報収集・提供及び説明会を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「大阪国際学園ガバナンス・コード」が制定され、寄附行為などの主要規則に基づき、理事会、評議員会を定期的で開催し、決議がされており、適切に運営が行われている。公益通報に関する規則も整備されており、経営の規律が保たれている。

教授会、理事会、評議員会及び常勤理事会が定期的で開催され、諸々の議題について審議されており、中期経営計画に基づいて使命・目的が継続的に実現するよう図られている。

省エネルギー対策に取り組んでおり、人権教育センターを設置して学生・教職員への人権教育に取り組んでいる。また、「危機管理規程」「地震対応マニュアル」なども整備されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を定期的で開催しているほか、常勤理事会を月 1 回開催して、学校法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。また、常勤理事についてはそれぞれの担当する事項が決められている。

ウェブ会議システムを活用して、理事会・評議員会への出席率向上に努めており、理事・監事・評議員を対象とした、資産運用や私立学校法改正などについての研修の機会を適切に設定しているほか、各設置校の授業見学の機会も提供している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長、副学長、事務局長が理事会・常勤理事会に出席し、大学の情報が報告されるとともに、理事会・常勤理事会の決定事項が大学の「運営協議会」に報告されており、理事会・常勤理事会と大学の相互でチェック機能が働き、意思疎通と連携が図られている。また、

理事長がリーダーシップを発揮するための支援体制が構築されているほか、教職員の提案などの意見をくみ上げる仕組みも整備されている。

監事の理事会・評議員会における出席状況が良好であるとともに、意見を述べており、監事の業務は適切に行われている。評議員は適切に選任されており、評議員会も適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第1期中期経営計画」を策定し、PDCAサイクルを実施して進捗状況を確認した上で修正を行い、これに続いて「第2期中期経営計画」を策定して予算編成の基礎とし、予算案を実行に移して適切な財務管理を行っている。

法人及び大学の収支は支出超過の状況にあるが、その大きな要因は中期経営計画に基づき実行した施設・設備投資及びそれらの減価償却費にあり、各学部とも学生数は充足しており、中期経営計画の根幹事業である教育活動資金収支について、計画どおり大きく改善されている。

収支構造改善のため、文部科学省の補助金等の外部資金の獲得に努め、寄附金の募集を計画し、遊休資産の売却や「大阪国際学園資産運用規程」にのっとり運用による収入増、リバースオークション(Reverse Auction)等の手法を使った経費の削減に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に準拠するとともに、「経理規程」等の規則を整備し、これらを遵守して公認会計士の指導を受けながら適正に処理している。会計書類については、公認会計士及び監事の監査を受けており、補正予算も編成され理事会の承認を得ている。

会計監査については、公認会計士監査、監事監査ともに適正に実施されており、年2回の監査協議会を開催し、公認会計士から報告された事項について、適正な運用管理となるよう速やかに改善対応を行っている。

また、「学校法人大阪国際学園監事監査規程」を制定し、監事による監査の目的及び対象

の明確化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の目的・組織体制及び情報公開について、「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」で規定し、ウェブサイトで公表している。内部質保証を推進する組織として自己点検運営委員会を設置し、自己点検運営委員会のもとに自己点検実施委員会を置いている。自己点検運営委員会は、学長を委員長とすることで責任体制を明確にしており、同委員会は自己点検の実施を自己点検実施委員会に指示し、同委員会による報告書をもとに点検・結果の検証を行い、評価結果を「運営協議会」及び教授会に報告する役割を果たしている。これらにより、内部質保証のための組織体制を適切に整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長は、各部署の統括者と「運営方針等の共有のための研修会」の結果や、「第 2 期中期経営計画」等を踏まえて、毎年度「学長方針」を策定している。自己点検運営委員会は、「学長方針」等を踏まえて各学部・学科、各部署に対して自己点検・評価の実施を毎年度指示している。自己点検・評価の結果はエビデンスに基づく自己点検評価書としてまとめた上で、学内共有及びウェブサイトを通じた公表を行っている。

IR を活用した調査・データの収集と分析を行うために IR 室を設置し、複数の専任教職員を配置している。IR 室は、毎年度運営方針を定めた上で計画的に活動し、学生アンケートやアセスメントテストを実施するなどして大学の現状把握のためのデータ収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート・授業見学等に基づく意見交換会を開催し、その結果を各学科・基幹教育機構にフィードバックすることで、PDCA サイクルによる教育改善活動を実施している。

自己点検・評価の結果を踏まえて「第 2 期中期経営計画」に「『教学改革』による OIU らしい教育の場の提供」等の施策として組入れ、教学改善のための施策を実施している。前回の認証評価及び経営経済学部への設置に係る設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学運営の改善・向上の取組みを適切に行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流

A-1. グローバル人材の育成とグローバルマインドの涵養

- A-1-① 海外協定校の拡大
- A-1-② 学生の海外渡航の促進
- A-1-③ 経済的支援

A-2. 留学生の受入れ

- A-2-① 留学生の受入れ
- A-2-② 海外協定校からの学生受入れ
- A-2-③ 支援体制

【概評】

大学の理念を表すキーワードである「GLOBAL MIND」に基づいて、学生の海外渡航を積極的に推進している。プログラムをいくつか用意しており、4 日から 10 日の短期間のものから、海外大学での単位修得を目的とする Semester 単位のものがあり、在学中に多くの学生が海外体験をできる機会を創出している。27 か国・地域の 110 校と協定があり、留学先で修得した単位は読替えが行われている。留学に先立っては、学生が専攻分野に沿った科目を履修できるように、学部教員がアドバイザーとなって渡航前指導を行っている。語学留学を希望する学生へも研修制度を提供したり、保護者等も聴講可能な海外危機管理セミナーを開催したりして、多様で安心できる海外体験への配慮をしている。海外渡航の

経済的負担を軽減するための奨学金制度も設置し、選考試験によって受給者を選抜している。また、海外留学・研修の体験を、進路選択において有効に活用できるように継続的な支援も検討している。

近年ではさまざまな国からの学生募集を強化し、留学生の出身国も多様化し増加している。海外からの交換留学生には、留学生別科において日本語教育の提供や英語による短期研修も実施している。在留資格を持つ留学生に対しては、授業料の減免措置の実施や、独自の奨学金制度を提供するなどして、経済的負担を軽減させる工夫をしている。留学生が一般学生と交流する機会として、お花見交流会、新入生歓迎会、ハロウィン交流会、クリスマス交流会など、さまざまなイベントを実施している。また、地域の小学校、中学校、高等学校から留学生との交流希望がある際には、留学生を派遣し、国際理解教育や地域交流に貢献している。

基準B. 社会連携と地域貢献

B-1. 地域社会との連携基盤構築

- B-1-① 地域協働センターの設立と運営
- B-1-② 地域社会との連携基盤の強化
- B-1-③ ボランティアバンクの設立と運営
- B-1-④ COVID-19 の影響と活動基盤の維持

B-2. 大学が所有する人的・物的資源の提供による地域貢献

- B-2-① 学部学科の専門性を活かした地域との連携
- B-2-② 学生ボランティア活動
- B-2-③ 地域住民に対する生涯学習、文化活動

【概評】

専任職員 5 人から成る地域協働センターが設置され、教員と職員が委員として参加する地域協働センター会議を毎月開催し、全学的な取組みを行っている。平成 27(2015)年からボランティアバンクの制度を立上げ、希望する学生の登録と、募集中のボランティア活動を紹介している。大学はこうした地域社会との連携を通じて、学生が専門的な学びの実践を体験し、住民と交流するなど、ボランティア活動の機会を提供している。COVID-19 の影響で、一時、活動停止状態になったが、学生主体で再開することができた。

地域連携においては、大学のシラバス作成時期やゼミ活動の期間と合わない場合もあるが、大学と自治体が早期に意見交換を行い、適切な時期に相談することで、相互理解を深めている。学生は、講義やセミナーで学んだ専門性を生かし、高齢者支援、地域創生、教育支援などのさまざまな地域活動に取り組んでいる。また、学生のボランティア活動は、地域協働センターのボランティアバンクを通じて行われ、関西国際空港での活動、子どもの居場所づくり、サイバー防犯教室など多岐にわたるボランティア活動が行われている。教員も、自治体の地域政策課題の検討・推進や公的機関の運営、文化振興、男女共同参画などで専門的知見を提供し協力している。また、地域住民に生涯学習の機会を提供するため

に、公開講座を開催している。

こうした地域協働活動を通じて、学生は地域課題や実態に気付き、それを自身の課題として捉えることが可能となっている。地域協働活動は学生の成長に大きな意義を持ち、建学の精神である「全人教育」を実現する重要な取組みとして、今後の更なる成果が期待される。

